

○ 財務省令 第三百三十八号
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第百六十六号)
平成十一年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令第百三十九号)及び政府短期資金調達規則(昭和五十七年大蔵省令第百三十九号)
平行条項規則(昭和五十七年大蔵省令第百三十九号)並びに基づき、平成二十一年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令第百三十九号)の規定による割引率の算定方法
三十日以内に発行した割引率の算定方法
二十六年次から施行する割引率の算定方法

(第四百八十七回)

二 一 発十 条事務省
の法發号名
條律行稱及
項及の
び根
そ拠
記

四 三 二 一 發十 条事務省
發行方 法
用振替
等の適
の法發号名
條律行稱及
項及の
び根
そ拠
記

競争う札価振の以律社項五条律一二第十二条九特
争入。へ格替適下へ債及条第第項十一二第年別
入札に以機用「平成十三年法律第百五号」
札発行により、振替は受けるも「平成十三年法律第百五号」
と同時に行う、「日本銀行のう」
に付けるものとし、「平成十三年法律第百五号」
行う。「以下札入れる」
れ及「札入れる」の規定。その規定

六

イ
イ
發入価
札格行
發競
行爭額口
方
募入価法入
札格決
發競定
行爭の

九いづ第一項十び財八は発四う億額
 億てき百項、三に政億、行十ち八面
 八は発三、同条特融円額し六、千金
 千、行十第条第別資、面た条特万額
 万額し七百第一会資財金割第別円で
 円面た条三四項計金政額引一會二
 金政第十項、に法法で短項計兆
 額府一六、第關第第二期のに三
 で短項条第九す九七兆国規關千
 千期の第九十る条条千債定す二
 九証規一十四法第第二にに入る百
 百券定項五条律一一百つ基法三
 九にに及条第第項項三いづ律十
 十つ基び第二八並、十てき第七

五

込募各當も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募應
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申應りい
 価一を場で
 格國定特あ
 競債め別つ
 争市る参て
 入場も加、
 札特の者財
 発別にご務
 行參よと大
 一加るに臣
 と者發應が
 い・行募各
 う第へ限國
 。I以度債
 非下額市

十二	口	イ一	發	振額最	八	口	イ	口
償行争非者特国	入価発			替	低行争非者特国入価込	行争非者特国		
還入価・別債	札格行行			額	入価・別債札格金	入価・別債		
期札格第参市	発競価			単面	札格第参市発競金	札格第参市		
限発競I加場	行争格日			位金	発競I加場行争額	発競I加場		
平成二十額募十額	平す額の振			千	万千十二	面た条特		
九面価九面	成るの記替			万	八七九兆	金割第別		
二錢金格錢金	二。整載法			円	千百万三	額引一會		
十七九額八額	十數又の				円六四千	で短項計		
厘百厘百	六倍は規				十千二	千期のに		
円以円	年の記定				一四百	七国規閥		
に上に	十金録に				億百三	百債定す		
つのつ	月額はよ				九円十	六ににる		
きそき	ニに、る				千七	十つ基法		
九れ九	二十よ最振				八億	二いづ律		
十ぞ十	日る低替				百五	億てき第		
九れ九	も額口				二千	円は発四		
円の円	の面座				十六	、行十		
九応九	と金簿				三百	額し六		

十
六
十
五
十
四
十
三

払者入場元償
込札所金還
期参支金
日加払額

平 財 日 額 償 当 た
成 務 本 面 還 た だ
二 大 銀 金 金 る し
十 臣 行 額 を と 、
六 か 百 支 き 償
年 ら 円 払 は 還
十 通 に う 、 期
月 知 つ 。 そ が
二 を き の 銀
十 受 百 翌 行
日 け き 営 休
た 円 業 業
者 日 日
に に